

1. 屋良朝苗日誌について

屋良朝苗日誌（以下「日誌」という。）とは、米国統治時代の琉球政府で初の公選主席、本土復帰後の沖縄県で初代の沖縄県知事を務めた屋良朝苗氏が、1953 年（昭和 28）1 月から 1985 年（昭和 60）10 月までの三十年余りにわたって書きつづった 125 冊の日記とメモ帖類である。

日誌の原本は屋良氏の遺族により読谷村に寄贈され、沖縄県公文書館は原本から複製を作成して所蔵している。

2. 日誌の公開及び翻刻の利用について

（ア）日誌の公開について

沖縄県公文書館では、手書きの文章を読みやすくするために、ワープロによる翻刻作業を進めている。本翻刻はその成果の一部である。

日誌は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例第 11 条の規定により、個人の秘密の保持その他合理的な理由により利用に供することが適当でないと判断される情報については黒塗り処理を行っている。

（イ）翻刻の利用について

日誌の一部を出版物等に掲載しようとする場合は、沖縄県公文書館管理規則第 9 条（出版物等への掲載）の規定により、あらかじめ「出版物等掲載許可申請書」を沖縄県公文書館指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

翻刻に誤りが見つかった場合には、都度、改訂するものとする。その際には改訂箇所および改定日が分かるようにする。

3. 凡例

（ア）文体・語句・送り仮名について

- 語句は基本的に原文のまま表記した。
- 誤りと思われる語句は後ろに〔ママ〕と付した。
- 当て字は原則そのまま表記したが、分かりにくい場合には、〔 〕で正しい漢字を補足した。
（例）渡屋〔都屋〕
- 判読できない文字は、文字ごとに■で表記した。何文字かが不明な場合は、■■●〔■■■？〕のように表記した。

- 語句を補足したほうが意味が分かりやすい場合には、[] で補足した。
（例）[昭和] 43 年
- 送り仮名は、意味が通る場合には訂正せずにそのまま表記した。
- 脱字がある場合には、[] で補足した。

（イ）句読点について

- 句読点は書かれている通りに表記した。

（ウ）漢字の表記について

- 旧漢字はそのまま表記した。
- 略漢字は正しい漢字に直した。

（エ）書き損じ・見せ消しについて

- 屋良氏により書き損じが訂正されている場合には、訂正後の語句を表記した。
- 屋良氏による見せ消しは、そのまま残した。

（オ）改頁・改行・スペースについて

- 原本において日記の文章が次頁まで続いている場合は、翻刻においては改頁せずにそのまま続けた。
- 翻刻における改行は基本的に段落の前後のみとし、日誌原本にある改行とは必ずしも一致していない。
- 屋良氏自身が空けた文中のスペースはそのままとした。
- 段落の初めは一字空けた。

（2019 年 3 月 31 日）

①

1969. 7. 29以降

昭44. 7→昭45. 1

7月5日、国場氏との会見

ガルフ建設工事

施行者 ディマロー

軍工事建設は出来るが民工事については登録は受けていない

※ガルフ工事の場合

布令11号による外資免許を受ける必要あり、

許可してはいけない

Bond 制についての報告

1、入札保障 20%

履行 〃 100%→50%

支拂い〃 （料金によって比率が
異なる。）免除は原則となっ
ていないが今は除かれている

大蔵省はこれを認めない

保障金は除かれる

8. 1 外ム省大河原参事官から電話、くわしくは高瀬大使から沖縄問題に
関しては本会議には乗らず

30日2時30分→5時20分まで

ロジャース長官と外相との話し合いで出た

内2時30分→4時までは一般の話で

その後は沖縄問題について話し合われたが たがいに持っている問題を持ち
出して話した

愛知外相からは6月にワシントンで持ち出した事をくり返し それに対しア
メリカ側はその考え方をのべた

それをもとにして話し合った

9月中旬に3回目の会談 その際十分の成果が得られる様に努力する

その間に事ム連絡を密にしていく。

大蔵省は認可するまでは支拂い保障はない。

本土 ～ 経過待ち

2、外資導入の件

建設会社の外資導入は許可せぬ事

業界が強く反対している
ヒ行場
新ナハ病院

} 国際入札はしなかった。

民政官へ申し入れ 69. 7. 30

9. 30～11

- 1、金武保養院の上空は離陸した B5 2 のコースになっている
爆音がひどく、保養病人に非常に大きい障害、公害になっている 身心の健康上放置出来ない。その為にヒ行機のコースを変更してくれとの強い要望が医者の方からあった
この事はかつて陳情し、変更するとの回答があったとの事である
然し現在は変更されていない
病人治療のためにもこのコースの変更は是非実現してほしい
- 2、伊江島に水戸の爆撃演習場を移すとの説があり 伊江島は非常に不安をもち絶対反対の陳情がある。
伊江島は土地が接収され その為に今まで大きく人畜の被害を受けているので爆ゲキ演習場の設置には猛烈に反対しているのでそう云う事の無い様に強く申し入れる
- 3、具志川昆布の土地の接収をやめてもらいたい
1966. 1. 25.
21, 200 坪
接収 11 度目の延期、
新規土地接収中止要求
- 4、講和前人身傷害未補償の問題について
会長 川野長八郎から要請調査の結果
死亡 139 件
障害 136 件
} 275 件
- 5、全軍労の件
- 6、原水禁沖縄大会渡航申請
210 名中 70 名しか許可なし
全員許可されるよう御配慮をされたし。原水禁本部、
世界大会日程
8. 1, 2, 3 東京大会
5, 6 広島大会

7, 8, 9 長崎大会

13, 14, 15 沖縄大会

嘉手納で大集会、閉会

7、日本ベンゴ士協会、法曹界の資格

10名の内5名

8、C. B兵器の撤去について

① ニウス〔ニュース〕の信ぴょう性。

② ニウス〔ニュース〕の内容は承知か。

③ 分っているとすればその程度は。

④ ガス撤去の時期

⑤ その種類

} 実態

新聞以外の事は知らない 信ぴょう性もうたがわれる

民政官との会談結果 69. 7. 30

1、金武保養院の要請事項

嘉手納の担当官に聞いた

保養院1哩四方は通過していけないと通達はしてある。去年の秋に出ている。風の方向、雲の高低によって音の大きさは異なるだろうと思う 1哩離れていれば充分ではないかと思う。

そこで私からその規定を実施してもらいたいと要求する

了解しさらに出来得れば規定以上にしたいものだとのべていた

私としては厚生局の担当官を派遣し結果を把握してから又話し合いたいとのべて了解を得た

2、伊江島からの陳情について

新聞に見た事だけしか知らない それ以外の事については連絡も受けていないから何とも云えない 私の要請の趣旨はよく伝える 具体的の〔ママ〕事は何もない、新聞に出てきた原因についても知らぬ

3、昆布土地接収についての問題

昆布の土地問題についてはよく分っている。地主の要求もよく分っている

一面 軍も土地の必要性を望んでいる。それ以外の事は何とも云えない。主席の要望は関係筋に連絡する 土地の必要性は最近の事ではなく 民政官の就任以前の事である。

それは66年頃の事であるがあの時必要性があったからと云って今尚同じ様に必要性があるとは云えない。沖縄の情勢はあの時とは大きく変化している との私の発言に対しては了解を示した

- 4、講和前人身傷害未補償者の件の要請に対しては法的に非常に複雑である
既に 2, 0 0 0 万弗位の支拂いは行われていると思うが未補償者の取扱いについては今は何とも云えない 主席の申し出は検討して見たい。

[※翻刻者注：21 頁は、本来は 23 頁の後ろに来るべきか？]

8、ガス兵器撤去ニュース [ニュース] の真相について

- ①ガス兵器に対する気持は了解出来る。

しかし今の所化学物質が撤去されると云う以外は云えない

ワシントンにおける口頭^{コウ}とニュース [ニュース] とは喰い違いがあるのではないか その事についてはその内容の公文書は受けていない 云える事はワシントンから公文があつたら速やかに主席に伝達する
実相は

事故に関係した物の修理は終った その為に来た人はアメリカに帰った
〔と〕云う事であろうと推測する

A P 通信、時事通信等、

結局新聞以外の事は分らない 新聞の眞びよう性も疑わしい

さらに撤去ガス [ガス] の種類や時期等については分らない 公式にはこの前の連絡以外の事はない

そこで C B 兵器の撤去を再要求 それは上司に再び伝える時期、種類、中隊等の実相を連絡せよ 了解

5、全軍労の件

話し合いは続けている

6、7、 渡航許可の件 了解

7 月 2 6 日 高等ベナム官 3 時から

1、昨日 学生の民政フ乱入 米国国旗引下し事件あり

それについて昨日フイン司令官の送別会の席上私から遺憾の意を表明した事に対し感謝するとの事 そして国旗問題の経過を話さる

2、4 時 2 0 分 6 5 人 U S C に浸入 [侵入] ヘルメット、覆面、4、5 人旗をもって浸入する

駐車場の前でジグザグデモ、シュプレヒコール、旗は革マルの標識横断幕に毒ガス撤去、米軍基地撤去と見えた

カメラマン 3 人、身元は確認して居らぬ

三つの大学の学生とおぼしき者であつた

1 0 分程ジグザグデモし

民政府に這入ろうとしたが実際には這入らなかった

一部、2、3 人の学生が消防用の梯子で玄関上に上って幕を張った 又一部、国旗を引きずり下し足でふみつけた。看板は大した損傷はなかった

それまでは米人従業者を見て居たが m p, [MP] と勤務者が旗をあげたが学生はこれを見て居た その間学生は旗をふりまわしていた 米人職員と小さなせり合いをしていたが大した事はなく職員は中に引とった

4 時 5 0 分 警察隊が到着

その間に学生はゲートを通り一号線に出た

警察隊は再び侵入を防ぐ態勢をとりしばらく対峙、南行きのバスに乗り退散、警察隊はバスに沿って尾行し殆ど警察に収容した

◎沖縄の県民が平和を望む真剣な態度は分っている

佐藤総理のワシントン訪問まで平和を維持したい それを望む

その時期のこの度の国旗事件が起り世界に報道された事は残念 この様な事件が起ると米国世論は硬化し悪い反響の起る事を恐れる

この事態が再び起らぬ様望む 特 [に] ロジャース氏の来日時期に於て然り

この事を主席に強く要望し、抗議する

警察も学生の行動を十分見守ってもらいたい、

再発せぬ様重ねて主席に要望する

◎カーペンター民政官は近く離任、ヒューリー [フェアリー] 新民政官になれる迄 二人の仕事と心配は更にふえる

◎主席、ベナム官の真心のこもった話し合い そして二人が同意した事は再発せぬ様 確認、法律による適正な措置を警察がとる様に見守りたい 国旗をふみにじる不法の事件は断乎たる措置をとってもらいたいと云う事を抗議する

主席の心のこもった心情 充分理解出来るが事件の性質によっては心苦しい話し合いもある事は残念。

私としては必要以上に刺戟せぬ様にやっていく 了解

同時に子供をさとす責任、きびしい態度でのぞむ事が大事だが しかし個人個人の人権を認め乍ら。

全軍労の件

労使協定を守る様取りつけ得るかの質問あり

協定は双方合意の上だから守り得るだろう。しかし内容が分らねば何とも云えない。

しかし主席の要請は慎重に考えるが今の所は案がないがもう一度考えて見る

二波、三波はさけたい

その為には解雇を無くする事だ それには答なし

同日カーペンターとの会談

全軍労問題

- 1、解雇撤回要求
- 2、決定をひるがえす事は不可能
再びそれを起さぬ様約束出来るのでなければ。
- 3、協約が出来ればそれは双方合意の上だから履行するだろう
しかし内容が問題である
- 4、二波三波は心配
考えねばならぬ事は全軍労は何を望んでいるかと云う事である。
- 5、上原君と労働局長が静かな環境で話し合いそれをベン務官に進言する事

だ

~~7. 30日~~ カーペンター 民政官と

7、16 民政官

- 1、全軍労の措置は政治的配慮要求
- 2、ベトナム帰りの受け入れの実情
- 3、大浦湾の爆破工事の理由
- 4、基地公害調査団の経過
- 5、パインの自由化阻止協力要請

7. 16 民政官

1、全軍労の措置について

- ①慎重に考慮する 特にベン務 然り 各軍にはそれぞれの規定があり それに沿ってなされる〔と〕思うが
特にベン務官においては寛大な措置がとられると思う そして今週末までにはベナム官の措置が発表されると思う
この時期に大会をもち第二波の決定は残念
規定にあるとしても
ベナム官は時日をかけて慎重に配慮している 民政官もそう思う
最終決定は主席に連絡 多分今週末
- ##### 2、ベトナム帰りの実情
- 8, 000名は8月末までに。
その他については変ったことはない
また聞いてもいない。その他の事についての記事は新聞の憶測ではないか

25,000 名の一部である。

8,000 名以外正式の報告連絡なし

将来は分らないが今の所それ以外の事はない。

軍規についての申し入れについては司令官があらゆる配慮を確約する。

3、大浦湾リーフ爆破工事について

原せん基地にする事は聞いていない 現在の船の出入の自由になる様障壁をなくする為

地元村長にも連絡し村長は障壁がなくなる事を喜んでいるとの事 事前に通告もし 了解している 工事人にも最低量の爆薬を使用する様にとの事を指示されているとの事である。

爆破工事は新しく港をつくる為ではなく、今までの船の出入の便を得る為のものである その程度の事である

原せん基地にはならないと確認してよいか よいとの事

4、基地公害調査団来県がのびた事について

事情、経過については知らない

延期の理由は分らない 日本政府の関係だと思う USC の関係ではない

17 日に来るという事は聞いている 17 日→26 日迄の滞在との事。

日程その他は知らない。

私の方から調査の便利をはかる様に申し入れる

出来得る限りの協力〔を〕するとの事

6 [ママ]、パイン自由化阻止への協力

去る 12 月に米国は自由化の気運があったがそれが沖縄の経済界に与える打げきを充分 米国が理解しているので今会議ではこの点については心配はないと思う

7、B52 の撤去について

この事については以前に話した事と変らない 軍規上の点から云える立場ではない

7. 17 民政官

1、全軍労の措置について

決定について約束通り主席に知らすとの事で結果の発表があった。同時刻に全軍労には四軍労委から結果の提示があった。

2、処分に対し各軍規則あり無届欠が中心問題となる

無届欠のわくにあてはまる者多し

この件の対策に時間をかけている 慎重審議の結果が出ている

六ヶ月のベンム官の全部の仕事に匹敵する程苦勞している

各従業員個々を呼び理由を聞く。来たかったがピケに合いは入れなかったと

云う様な者に対しては考慮するという工合。

その結果四軍から出た事項は次の通りであった

8 名 解雇 3 名は未定

38 名 5 日間の停職

317 名 2 日間の停職

その外の者 ケン責処分

ベナム官の審議の結果

解雇 4 名 外 3 名未定

8 名の内 解雇されない者 4 名は停職 10 日間

38 名は 5 日間の停職を 2 日間に。

317 名の 2 日間の停職は保留

結論 25, 000 名の無届欠の内

処分 46 名（解雇 4 名、停職 42 名）3 名未定

嚴重に処分 その日の事だけではなく平素の実績を参考にした。

それにもかかわらず第二波の実力行使が取沙汰されているので懸念する

そうした場合 更に多くの者に悪影響を与える可能性あり。即ち寛大に取扱われている者が処置が加重される恐れが出てくる。

解雇される 4 名は幹部ではない

以上の事連絡を受けこれに対し 私としては軽重については何とも云えない これは四軍委と全軍労で決められる事である

民政官はこれは困んな問題である ベナム官はハワイ、ワシントンに対する責任がある その中であって当第としては寛大な措置と考えている
したが〔って〕全軍労に於ても 之以上悪影響が出る様な措置のない様に望んでいる

新聞から職場放棄の情報あり残念に思う。

しかし

せめて解雇者がなければ全軍労はおだやかに受けとめたであろう

それに対し、民政官曰く

勤ム表を見たら全軍労や主席も成程と思うだろう。

主席から全軍労が再びこのような事が起らぬ様助言してもらえたら。

またこの措置は聞いた範囲内では

寛大なものだと思言してもらえたらと思うと。

これに対し全軍労の幹部は 10 日の停職は長過ぎる これを 5 日か 2 日に縮め解雇を撤回する そうすれば何とかなろうと

◎さらに

提示された内容には納得出来ない

◎話し合いの余裕が軍にあれば話し合う用意がある。

主席に

最悪の事態がさけられる様に民政官やベンム官に話し合いが出来ればやっ
てもらいたいとの要望あり 私はこれを了承する

7 月 21 日 民政官と

1、全軍労納得せず

解雇反対、停職 10 日は長い 平素の実績とストの処分はからませてはい
けない

平素の実績の処分は別の方法でやるべきである

高等ベンム官さらに一考の余地はないか 重ねて政治的解決を要望する。

高等ベン務官は個人で全部しらべて結果を出し、寛大な措置と思う

2、処分は断行とからませる事はよくない

（民政官 団交はあくまで経済問題に限るとの事だろう）

処分は各軍の規定にしたがって為されるべき。

2 波、3 波の職場放棄は罪が重なるだけである。

私の申し出は希望はもてない ベンム官は慎重審ギした事だから。

3、毒ガス事故問題

これが真相知りたい 何処で いつ 何が起ったか

ガス兵器の実態は何か 今後はどうするか

① 民政官 本件については想像がある

調査 ワシントンですすめている ここで話し得る事には限度がある。

② けが人は沖縄人にはない また関係者もない

③ 再びこの様な事のない様にあらゆる方法を講ずる

④ 品物を取扱う者は特別訓練されている

訓練されていない者には取扱わさない。品物は特定の場所にしかない。

⑤ 人や物に別に被害はない。ひろがりもしない

品物があるという事は認めるが何であるかは云えない。

具志川の海岸で即、厚生局と一緒にしらべたが明らかにする事は出来な
かった。原因は究明出来なかった

⑥ 撤去要求する

主席の立場はよく了解した

要求はベン務官や関係官庁その筋に伝える

参考

1925 ジュネーブで生物性毒ガス禁止の議定書が出来ている
国際連盟理事会で会議召集、毒ガスとバクテリアに対する議定書
窒息性、毒性ガス、類似の液体 材料、考察、等、戦争に利用する事を禁止
する議定書

69. 7. 22 高等ベン務官

- 1、アポロの月着陸の大成功に対する祝意表敬、
宇宙飛行士の大成功を土産に無事帰還される事を祈る
- 2、最近の毒ガス事故について
 - ① 最近の新聞やラジオ、テレビに報じられている毒ガス事故は全県民否全
国民に大きな反響を巻き起した
 - ② その事は県民にますます基地に対する不安と不信と疑惑、不満を与えて
いる
 - ③ 毒ガス兵器の貯蔵は人道的立場から容認する事は出来ない事である
 - ④ 国際的にもジュネーブで1925年に生物性毒ガス禁止議定書が出来て
居り 国際連盟理事会が会議召集 毒ガスとバクテリアに対する議定書
窒息性 毒性ガスや類似の液体、材料考察等 戦争に利用する事を禁止
する議定書 こうして国際的にも禁止され 毒ガスは更に核兵器に劣ら
ない非人道的兵器でジュネーブ軍縮委員会でも全面禁止を取上げようと
している
 - ⑤ さらにアメリカ国外の毒ガスの配置及び貯蔵は沖縄がはじめての事であ
るとの事
- 3、全軍労の措置はもっと寛大な政治的配慮によって事を收拾してもらいた
い。
例えば解雇はさける 停職は10日は長いので2日位に短縮する等。

辯務官

- 1、立場の説明
 - ① 六ヶ月間の主席の友情を信ずる
大事な事は住民の安んじと幸福に力を注いでいる事を正直に申しあげる
ベンム官の責任は米国から委ねられた権限行使であるが住民の福祉 常
に念頭においてやっている。したがって責任を以て事故の防衛にも努力
している 住民福祉については主席と共に今後も努力を続ける
7月18日 国防総省の発表によると

7 月 8 日作業中毒ガス事故が起った

2 3 人の軍人と 1 人の民間人（米人）がその為に入院 かん察を受けた
何れも 6 時間以内に帰った

- ② 物質が広汎にもれる事によって多くの人に被害を与える事はない
- ③ 訓練を受けた人以外にはこれにタッチ出来ない したがってどんな沖縄の人もこれにふれていない。
物質は今後絶対にもらさぬ様に管理する
- ④ 昨年夏の具志川海岸で起った児童炎症事件とは調査した範囲では関係はない。
- ⑤ 秘密
ガス事故のガスは報道ではガス VX となっていたが事故のガスは致死ガスではない
何かとの質問に対しては今の立場ではこれ以上申されない事を残念に思う
- ⑥ 撤去要求にその筋に伝える
- ⑦ 事故防衛については最大の努力を覚悟している。

全軍労の措置の件

- ① 困難な問題、一番悩ましい 夜もねられぬ程苦労している。
- ② 6. 5 ストは行われるべきでなく不必要に行われた
解雇者の事はワシントンで決めうるべき事
- ③ 処分の件は四軍の結論の減少に努めた
- ④ 決定はぎりぎりの線、（しのびない事であったが）で慎重審議考慮した。
- ⑤ 全軍労の二波ストは全軍労にとっても誰にとっても+にはならない
全軍の委員会と話して建設的協力をしてくれたら当方も建設的努力を惜しまない
四軍労委員長も労働局長も同じ心である。
自分は労働運動には支持を与えている 建設的協力態勢をもつ労働運動を支持したい
米国では国家公ム員はスト不能
布令 1 1 6 号はその例にならった
この事については反論した

辯務官から

基地縮小のニュース [ニュース]

ナイキ、ハーキュリー 基地の一部縮小 1 8 0 0 人の軍人が沖縄の外の仕

事に転ずる

どこの部隊、どこを閉塞するかそれは検討中、近い将来 一部の人を残して
一部閉塞する

7 月 23 日 民政官と会見

1、ワシントン時 12 時 22 日 }
沖 縄 午前 1 時 23 日 } 発表

2、発表の内容

① ガス事故の件 慎重検討発表

主席の要求は約束通りワシントンに伝達

② 国防省、

沖縄から或種の毒ガスを除去する

ガスは 61 年 63 年に沖縄に送った

大統領は CB ガスについて十分調査する様命じた

レアード国防長官は就任後は海外にガス兵器は送っていないとのべた
事故の発表のおくれた理由は 本土政府に発表、後に発表した為にお
くれた。

7 月 8 日に（23 + 1）人が物質による被害があった GB ガス、重傷
でない 6 時間以内に皆病院から帰った 24 名中 4 名はしばらく入院
していたが何れも 6 時間以内には帰った。6 時間後には全員復職

◎本事件は 267 化学部隊が仕事をしている時に起った 場所は知らない

ペンキを取除く中に兵器からもれた 24 名軽微な有毒にふれた 兵器部
隊が速やかに行って不安状態を取除いた

メリランド州サジウッド兵器所から専門家が送られ もれたガスを取除く
為に来島しつつある

この事件発生後 国防保障会議の調査審議の結果、致命的な物質を取除く
事決定

軍も前から計画はもっていた

保管維持には高度の安全方法がとられていた 今まで重傷を受けた人は居
ない

国防安全に関する複雑な問題は調査されている。その計画は出来得る限り情
報は提供する

撤去するガスと云うのは一部の事か全部か 全部であると思う

しかしワシントンの指令以外は何も云えない

全軍労の件

午后に全軍労委と団交 明日最悪事態に突入をさけると決ればよいが。

7. 24 宮良長義氏と懇談

与那国に二回行った視察

初視察の時、リコール請求した

野党の人々に会う

従来 製糖会社は

固定資産税免税

製氷 “ ”

株主に当局がなっていた

公務員が退職しないのに退職資金をもらう

10 年経過した者	10 割 + 5 割	} 条令
15 年 “	10 + 10	

既得権と稱して割増しの退職金をもらっていた

こう云う事が原因でリコール

選管委員長、日当 12 弗 役場職員

期末手当 460 を年間を通じてであるが

100

年末手当だけでと思って現地でさわいでいたと云った

日当、退職手当、固定資産税等については批判した

食いにげ人事云々は 自分が云ったのではなく現地の人が云っていた

7. 24 特連局長

1、国家機関の運営費は出来るだけ国が負担する

2、積算、算定の基礎を示し県政の部はグループにした補助、それに似合う額を割り出している（米国の援助もひもをつけない）

税制を分け	} 3ヶ年計画？
組織を分け	

出来るだけ沖縄に負担をかけないように また出来るだけ一般財源をふやしたい 3ヶ年に行政水準を本土並みに引きあげる

可能な限り一般的事業費を国がもつ様にしたい

group [group] に分けて

× = 自己財源、+ 日政援助 + 米政援助、

全財政規模

- 1、水産振興計画
 - 2、畜産 〃 〃 7 月末
 - 3、観光 〃 〃 8 月中旬
 - 4、中小企業 〃 〃 8 月中旬
- 米の使途をめぐって基本的計画

日辯連との懇談の時要望

沖縄の法曹界は

戦後の沖縄の司法制度の維持を守り続けて来た功績は大きい
技術では劣るかも知れないが研修で補いをする

経過措置を講じて資格を認めてもらいたい

裁判官、検察官はそうはいかない？

300 人 数の上でもこんなに多くは要らぬ

8. 2 琉大教授 職員との懇談 8 名

新城先生、久葉〔久場〕先生 比嘉幹雄〔幹郎〕先生

金城秀三 〃 砂川恵伸 山城（経）新好

宮里政玄（法律） 仲宗根

1、宮里政玄

基本的にはさんせい

本土に求められぬから沖縄に目をつけたのではないか

（下地島は気象条件がとても良く 又土質も良い 最適地）

2、公害問題で本土で手をやいたから沖縄設置を考えたのではないか。

3、誘致した時の万一の問題

比嘉幹雄〔幹郎〕

1、下地島だけの問題とするか

沖縄全体の問題として見るか

2、日本全体の利益に協力しないのか

3、公害に対する保障については心配はないか

久場氏

① 生活の保障は心配はないか

例

ハワイ島パイロット訓練所が爆音の為に撤去要求があったとか
（日本航空）

② この問題には 現状をえらぶか生活環境の変化をえらぶか

③ 国策に協力する立場で利益があるなら協力した方がよい

結論

◎大体いろいろ質問もあり意見もあったが誘致すべきであるというのが大勢の意見であった